

(環境省 暫定仮訳 デンマーク法)

「 遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法律 」

神の恩寵によるデンマーク女王、マーグレテ二世は保証する：
以下の法律は国会が可決し、我らが女王が承認したものである：

第 1 条 本法律の目的は、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分を確実にすることである。

第 2 条 本法律の定義は以下である：

- 1) 遺伝資源：生物の機能的遺伝特性、及び遺伝子発現または生物内の物質代謝の結果としての自然に存在する生化学物質をいう。
- 2) 利用：遺伝資源の組成物の遺伝的及び / 又は生化学的な研究開発をいう。この中には、バイオテクノロジーの利用を介した場合も含める。利用とは、さらに遺伝資源に基づいた製品のさらなる開発とマーケティングをいう。
- 3) 名古屋議定書：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をいう。

第 3 条 名古屋議定書第 6 条に基づく提供国における遺伝資源へのアクセスに関する法律に違反して取得された遺伝資源はデンマークで利用してはならない。

第 2 項 第 1 項の規定は名古屋議定書の第 6 条に基づく法律を制定し、名古屋議定書を締結した国から取得された遺伝資源に適用する。

第 4 条 先住民及び地域社会が所有する遺伝資源に関連する伝統的知識は、名古屋議定書第 7 条に基づき、対象の伝統的知識の提供国の法律に違反して取得された場合、デンマークで利用してはならない。

第 2 項 第 1 項の規定は名古屋議定書の第 7 条に基づき法律を制定し、名古屋議定書を締結した国から取得された伝統的知識に適用する。

第 5 条 環境大臣は、第 3 条と第 4 条が遵守されることを確実にするために従うべき手続きや基準についての規則を定めることができ、そこにはそのような事柄のデータ化についての規則も含む。

第 6 条 環境大臣は、デンマークの野生生物からの遺伝資源収集については申告しなければならないとの規則を定めることができる（使用目的に関する情報を含む）。環境大臣は、その申告は電子上で行わなければならない、と決定することができる。

第7条 環境大臣は、本法及び本法に基づく規則が遵守されていることを監督する。

第8条 環境大臣又は大臣によって権限を付与された人物は、正当な身分証明書によって、本法及び本法に基づく規則において委ねられた権限を行使するため、法的許可なく、公的及び私的建造物への立ち入りができる。ただし、可能な限り、所有者または利用者への事前の通知がされる。

第2項 第1項は、私的住宅のみに使用される建物および建物の一部には、これを適用しない。

第3項 企業の査察に際し、所有者および職員は、要請がある場合、行政機関に対して必要な案内や支援を提供しなければならない。

第9条 環境大臣は、本法で大臣に帰属する権限を行使するため、同省で設立された行政機関又は関係する大臣との交渉のもと他の行政機関に権限を与えることができる。

第2項 大臣は第1項の命により下された決定への不服申し立てに関する規則を定めることができ、そこには決定が不服申し立てされることができないということも含む。

第3項 大臣はさらに他の国の行政機関が当該大臣との交渉後に付与された第1項による権限の行使に関する規則を定めることができる。

第10条 政府は、本法の目的の達成のため外国と共通の措置について、協定を締結することができる。

第2項 環境大臣は、第1項による国際的に締結した協定の実施のための規則を定める。

第3項 環境大臣は、デンマークにおいてこの法律に定めるものに関する欧州連合（EU）規則の適用のために必要な規則を定めることができる。

第11条 他の法律によってより重い罰則が課されていない限り、第3条と第4条に違反した者に対して罰金刑が与えられる。

第2項 違反が故意又は重大な過失でなされた場合、また違反により当該者自身または他者への経済的利益が達成または意図されている場合、罰則は2年までの禁固刑に引き上げることができる。

第3項 本法に基づく規則では、規則の違反に対する罰金を定めることができる。

第4項 会社等（法人）には、刑法第5章の規定の下で刑事責任を課することができる。

第5項 犯罪によって得られた収益の没収がない場合は、追徴金も含めた罰金の割り当てには、達成されたか、目された経済的利点の大きさを考慮に入れなければならない。

第2項参照のこと。

第6項 刑事責任の時効は5年である。

第12条 本法の施行は、環境大臣の告知によって定める。

第2項 本法は、本法の施行後アクセスされた遺伝資源及び伝統的知識に適用する。

第13条 本法は、フェロー諸島とグリーンランドには適用しない。

マーセリスボー・シャトーにて

2012年12月23日 署名

我らが王の手及び印章により

マーグレテ女王

/イーダ・アウケン

(環境大臣)